

木津川市水道事業工事の入札事務改善

入札制度の改革

(1) 一般競争入札の拡大

- ① 平成21年4月から1,000万円以上の工事を対象に一般競争入札を拡大実施する。
- ② 入札参加条件に地域要件等を設定する場合がある

(2) 指名競争入札の改善

- ① 平成21年4月から1,000万円未満の工事を対象に希望型指名競争入札を実施する。

(3) 随意契約の特例

- ① 送・配・給水管等水道施設の緊急修繕(漏水対応)工事の発注は、現在、旧3町地域での属地主義で随意契約としているが、当面継続することとする。

(4) 発注標準

1. 水道施設工事(取水・貯水・導水・浄水・送水施設及び配水施設並びに給水装置)

入札方法		設計金額	市総合点	経審総合評定値
一般競争入札		1億円以上	—	—
	条件付	1,000万円以上1億円未満	—	—
指名競争入札	希望型	130万円以上1,000万円未満	—	—
随意契約	※1	130万円未満	—	—

※ 元請工事における下請契約金額の合計が3,000万円以上となる場合は、当初より特定建設業の許可と営業所における専任技術者と監理技術者が必要。

2. 土木一式工事

入札方法		設計金額	市総合点	経審総合評定値
一般競争入札		3億円以上	—	1,200以上
		1億円以上3億円未満	—	1,000以上
		5,000万円以上1億円未満	—	850以上
	条件付	1,000万円以上5,000万円未満	800以上	—
指名競争入札	希望型	300万円以上1,000万円未満	700以上800未満	—
		130万円以上300万円未満	700未満	—
随意契約	※1	130万円未満	—	—

※ 3,000万円以上の工事は、特定建設業の許可と営業所における専任技術者と監理技術者が必要。

3. 建築一式工事

入札方法		設計金額	市総合点	経審総合評定値
一般競争入札		5億円以上	—	1,200以上
		1億円以上5億円未満	—	900以上
	条件付	1,000万円以上1億円未満	750以上	—
指名競争入札	希望型	130万円以上1,000万円未満	750未満	—
随意契約	※1	130万円未満	—	—

※ 3,000万円以上の工事は、特定建設業の許可と営業所における専任技術者と監理技術者が必要。

4. ほ装工事

入札方法		設計金額	市総合点	経審総合評定値
一般競争入札		3,000万円以上	—	850以上
		1,000万円以上3,000万円未満	—	800以上
指名競争入札	希望型	500万円以上1,000万円未満	750以上	—
		130万円以上500万円未満	750未満	—
随意契約	※1	130万円未満	—	—

※ 3,000万円以上の工事は、特定建設業の許可と営業所における専任技術者と監理技術者が必要。

5. 業務委託

入札方法		設計金額		
一般競争入札		1,000万円以上	/	/
指名競争入札		50万円以上1,000万円未満		
随意契約	※1	50万円未満		

6. 物品購入

入札方法		設計金額		
一般競争入札		1,000万円以上	/	/
指名競争入札		80万円以上1,000万円未満		
随意契約	※1	80万円未満		

※1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び木津川市契約事務規則第24条第1項による契約。

※2 建設工事28種類の内、上記1. 水道施設工事、2. 土木一式工事、3. 建築一式工事、4. ほ装工事を除く24種類の発注標準は、市長部局の発注標準を準用する。

水道施設工事の発注標準における基準

1. 水道施設工事に必要な建設業の許可業種については、次の3業種の許可取得と経営事項審査総合評定値を必要とする。

主体工事業は水道施設工事業として、土木一式・管工事業は付属工事業とする。

① 水道施設工事業

○ 市総合点の付与なし。「資格有り」、今後3年を目途に市総合点の付与を行うと共に発注標準の見直しを行う。

○ 経営事項審査は、完成工事高及び技術者を計上し受審すること。ふねてい合長なつててつくはる。発注標準をみ直し

② 土木一式工事業

○ 市長部局、建設部指導検査課が付与した市総合点がある。「資格有り」

○ 経営事項審査は、完成工事高を計上し受審すること。(なお、土木一式工事に入札参加する場合においては、技術者の計上が必要となる。)

③ 管工事業

○ 市総合点の付与なし。「資格有り」

○ 経営事項審査は、完成工事高を計上し受審すること。

※ 発注工事の種類変更であり、平成21年4月より3年間、許可取得と経営事項審査の受審のため、平成20年度、水道施設工事の指名有資格業者であった者に対し、猶予期間を設ける。

ただし、この猶予期間中、許可取得と経営事項審査の受審が完了するまでは、従前の土木一式工事業の資格とする。

2. 競争入札の参加資格について

① 設計金額1億円未満の工事については、木津川市内に主たる営業拠点を有する業者(市内業者)とする。

ただし、旧3町時に支店・営業所として入札参加資格を有していた3業者については、特例措置として平成21年4月から3年間は、市内業者とする。ふねてい合長なつててつくはる。市内に市内に主たる

② 市が発注する送・配・給水管等水道施設の緊急修繕(漏水対応)工事(以下「緊急修繕工事」という。)の施工実績が過去1ヶ年以上(施工評価を行う。)ある業者(以下「緊急修繕工事業者」という。)

緊急修繕工事の施工業者は、平成21年4月より登録制として前述1.の許可業種の取得と指定給水装置工事業業者の指定を受け、登録申請時に審査を受け適格と認められた者。

ただし、前述1.※の指名有資格業者及び各組合については、適格と認められた者で、かつ、緊急修繕工事業者とする。